## ┵ 貨物概要

多泡性塩化ビニル(PVC)シートの上面を塩化ビニル樹脂でコーティングし、裏面に平織物(単色に染めたもの)を加圧接着したもの。人工皮革様の長尺シートで、カバンの材料として使用される。

## → 分類

関税率表第 3921.12 号 (統計番号 3921.12-000) の多泡性の塩化ビニルシート

## → 分類理由

裏面の平織物は単に補強目的で使用したものと認められることから、第 59 類注 2 の「紡織用繊維の織物類と多泡性のプラスチックの板、シート又はストリップとを結合したもので、当該紡織用繊維の織物類を単に補強の目的で使用したもの」に該当するものですので、第 59.03 項には分類されず、使用されているプラスチックの種類及び形状から上記のとおり分類されます。

## 注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時における現況 によります(関税法第4条)。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合においては、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属(分類)となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

(具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)